

職業訓練実施計画（平成21年度）の概要

※ 下線部が昨年度計画からの変更点

1 計画の目的

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間）中における国が実施する職業訓練の対象者数等を明確にし、計画的な職業訓練の実施を通じて、労働者の職業の安定及び地位の向上を図るものである。

[参考]

○職業能力開発促進法

（職業訓練の実施に関する計画）

第15条の7 国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

○職業能力開発促進法施行規則

（職業訓練の実施に関する計画）

第4条の2 法第15条の7の職業訓練の実施に関する計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画の期間
- 二 計画の期間中に実施する職業訓練の対象者数
- 三 計画の期間中に実施する職業訓練の内容
- 四 その他必要な事項

2 労働市場の動向

○ 雇用失業情勢

- ・ 雇用失業情勢は、厳しさを増している。今後さらに、離職を余儀なくされた非正規労働者等の離職の増大が見込まれる。また、雇用失業情勢には地域差が見られ、また、若年者を中心にミスマッチは依然として大きい。このため、離職者の増大に的確に対応する上で、離職者の再就職の実現に資する地域における企業の人材ニーズに合致した多様な職業訓練を効果的に実施することが重要。
- ・ 特に、若年者については、離職率が高水準で推移し、完全失業率も依然として高水準で推移。また、不安定就労者に改善の動きがみられるものの依然として多い。さらに、いわゆる就職氷河期に正社員となれず、フリーターにとどまっている年長フリーター及びニートといわれる若年無業者の数も高水準で推移。よって、若年者にとって良好な雇用機会の創出やその育成のための施策の重点的实施が必要。
- ・ 若年者に加え子育て終了後の女性、母子家庭の母親等これまで職業能力形成の機会に恵まれなかった者に対して、ジョブ・カード制度（綿密なキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発、課題の明確化や、企業における実習と教育訓練機関等における座学を組み

合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、企業からの評価結果や職務経歴等をジョブ・カードとして取りまとめて就職活動等に活用する制度を推進し、これらの者の能力向上を図り、安定した雇用への移行を促進すること。

- 経済のグローバル化、IT技術等の進歩。さらに、これまでものづくり現場を支えてきた団塊の世代の熟練技能者が徐々に引退過程を迎えているため、現場の中核となる人材育成が重要
- 障害者
 - ・ 新規求職申込件数が年々増加。
 - ・ 「障害者基本計画」に基づく、障害者の社会参加への支援が必要。
 - ・ 加えて、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正法及び障害者自立支援法の施行により、福祉から就労への移行を促進することとしていること等から、職業能力開発の機会の拡大を図り、障害者の職業安定を図ることが必要。
- 母子家庭支援施策や生活保護制度について、本人の自立・就労を総合的に支援する制度が必要。

3 実施する職業訓練の対象者数及び主な取組

(1) 離職者訓練

○対象者数

173,300人（内委託訓練実施分141,800人）

※ 委託訓練のうち、3,800人分は、介護福祉士の資格取得を支援する訓練として、10,000人については、年長フリーター等を対象とした職業訓練として、3,000人分は、実践的な職業訓練等への「橋渡し」となる職業訓練として実施。

※ 平成20年度計画 129,700人（内委託訓練実施分 100,800人）

○主な取組

- ・ 地域の離職者・企業のニーズに応じて、民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発機会を提供
- ・ 住居喪失不安定就労者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所を出所した者等の求職者に対する特性に応じた訓練を新たに実施

○効果的な公共職業訓練の実施のための取組

- ・ 職業紹介機関との連携強化の下で行う相談支援、綿密なキャリア・コンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援
- ・ 安定的な雇用の実現のための長期間の訓練を積極的に設定
- ・ 就職実績に応じた委託費の支給

(2) 在職者訓練

○対象者数

57,000人

※ 平成20年度計画 84,000人

○主な取組

- ・ 産業構造の変化等に対応した高度な技能及び知識の習得

○効果的な公共職業訓練の実施のための取組

- ・ 地域の中小企業事業主等のニーズを踏まえた訓練科の設定、個々の事業主の具体的なニーズに即した実施方法等の改善

(3) 学卒者訓練

○対象者数

6,300人

※ 平成20年度計画 6,700人

○主な取組

- ・ ものづくり現場の戦力となる高度な実践技能者の育成

○効果的な公共職業訓練の実施のための取組

- ・ 産業界や地域の人材ニーズを把握し、訓練科の内容についての見直し
- ・ 就職実績が低調なものは、原因の把握・分析の上、内容等の改善を図る

(4) 障害者に対する職業訓練

○対象者数

13,600人（内委託訓練実施分 9,600人）

※ 平成20年度計画 11,700人（内委託訓練実施分 8,200人）

○主な取組

- ・ 一般の公共職業能力開発施設において訓練を受けることが困難な重度障害者等を障害者職業能力開発校において積極的に受け入れ
- ・ 受講生の障害の程度、特性等に応じた職業訓練の一層の推進
- ・ 都道府県職業能力開発校において平成19年度から実施している発達障害者を対象とした公共職業訓練コースの設置を拡充
- ・ 障害者の就業ニーズ等に対応した職業訓練を実施するため、民間教育訓練機関、特例子会社、社会福祉法人等の委託先の拡充を図るとともに、委託訓練について、新たに在職障害者に対象を拡大し、実施する。また、政令指定都市において、福祉施設・特別支援学校等関係機関との連携体制を確立

○効果的な公共職業訓練の実施のための取組

- ・ 就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえた、訓練内容等の改善
- ・ 訓練科の充足状況や修了者の就職状況が低調なものについては、原因の分析を行った上で内容等の改善

※ 訓練実施計画数は、都道府県で実施する公共職業能力開発施設内での訓練は除く。